

税理士による

現金無いけど、お父さん亡くなったから自宅はどうなるの？

お墓の準備はいつするの？

ウチの会社の株は、相続するともいっなくなるの？

相続税

基礎控除額の引き下げで、課税対象者が拡大されます。

千代田区、中央区、港区では

4人にひとりが課税対象になります。

無料

お電話にてご予約のうえ、

是非、私達にご相談ください。

相談



東京税理士会麹町支部：主催

ま	ず	、	お	電	話	！				
(0	3)	3	2	6	4	-	0	0	4	9

～東京税理士会麹町支部 主催～

税理士による相続税無料相談会

平成29年4/21(金)・5/19(金)・6/23(金)

平成29年7月以降も随時開催！詳細は支部事務局までお問い合わせください。

平成27年1月より相続税が改正され相続税の基礎控除額が引き下げられた結果、相続税の課税対象者が拡大されました。

財務省の試算では地価が高い千代田区、中央区、港区では4人に1人が相続税の課税対象者になると予想されています。

そこで、東京税理士会麹町支部では、相続税の課税対象者拡大に対処するため、下記の日程にて納税者の皆様の疑問・質問等に関する無料相談会を開催します。相談ご希望の方は、お電話にてご予約のうえ会場にお越し下さい。なお、相談時間の目安は1時間程度の予定となりますので、あらかじめご了承ください。

※税金に関する相談を受けることができるのは、**税理士**だけです。

主 催 東京税理士会麹町支部

日 時 平成29年4月21日(金)・5月19日(金)・6月23日(金)
※平成29年7月以降も随時開催！詳細は支部事務局までお問い合わせください。

時 間 午後1時より午後5時迄(相談1回あたり1時間程度)
※定員になり次第締め切らせていただきます。

相談員 東京税理士会麹町支部所属税理士

場 所 東京都千代田区九段北1丁目3番6号セーキビル3階
東京税理士会麹町支部 ※地下鉄「九段下」駅徒歩1分

事前予約・問い合わせは...

☎03-3264-0049

